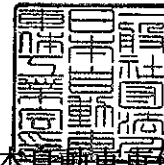


車体発11第117号
2011年5月6日

会員各位



一般社団法人日本自動車車体工業会
会長 高木 茂



「2011年度不正改造車を排除する運動」の実施方法等について

拝啓

東日本大震災で被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を
祈念致します。

日頃は当工業会の運営に何かとご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度国土交通省から標記について通知があり、これに基づく当工業会の実施
要領を別紙のとおり定め実施することとしましたので、お知らせ致します。

会員各位におかれましては本運動の主旨を十分ご理解の上、実施要領に沿い不正改造
車を排除するとともに、営業活動の適正化並びに販売秩序の正常化に努められますよう
よろしくお願い申し上げます。

なお、運動に使用するポスター等の資材は5月末までに支部を通じて送付致します。

敬具

記

別紙 「不正改造車を排除する運動」実施要領

以上

2011年5月6日

「2011年度不正改造車を排除する運動」について

【運動の趣旨】

道路交通の安全確保、公害の防止を図る。

【実施期間】

6月1日より6月30日までの1ヶ月間

【実施機関】

国土交通省および自動車関係団体（33団体）で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省および環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

【主な実施内容】

- ・自動車使用者への啓発（マスメディア、ポスター等）
- ・街頭検査の実施
- ・支局等構内検査の実施
- ・迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）の設置／情報収集の充実
- ・自動車使用者に対し警告ナガキを送付
- ・アンケート調査の実施
- ・不正な二次架装に対する報告徴収および立入検査
- ・整備事業者等による適正な整備／改造の推進

【当会の対応】

1. 各支部を中心にして、各地方運輸局又は運輸支局と連携を図りながら、各事業への趣旨の徹底並びに架装の受注等の適正化、事業所車両の自主点検等を実施
2. 本部で用意する器材の活用
 - ・不正改造防止運動実施兼事例ポスターの掲示
 - ・「不正改造はしない」宣言書の配布と掲示
 - ・チラシの配布
 - ・車両チェックリストによる事業所内車両の点検

以上

2011年6月

(社)日本自動車車体工業会

「不正改造車を排除する運動」実施要綱

1. 行動規範

本運動における会員の行動規範を次のとおりとする。

- (1)登録後車両に対する二次架装工事は実施しない。
- (2)車検後車両(既存車)に対する改造工事は実施しない。
- (3)違法行為を幫助または加担する受注はしない。
- (4)従業員に対し、関係法令を遵守するよう指導教育を行う。
- (5)ユーザーに対し、正しい手続きによる自動車使用を啓蒙する。

2. 運動参加対象者の範囲は、当工業会の正会員及び準会員ならびに地方支部会員であって、その本社(本店)、事業所、営業所、出張所等全ての事業所を対象とする。

3. 運動実施の期間

キャンペーン期間は国土交通省通達による。なお、本運動の実施は通年とする。

4. 期間中の実施行動

本運動においてはその主旨に沿い、主に次の事項について行動するものとする。

(1) 中央

- ①不正改造防止推進協議会に参加するとともに、同協議会の決定に沿って会員等に対する指導を実施する。
- ②地方会員の活動に参加又はこれを支援する。
- ③ポスター、スローガン等活動に必要な資材を支給する。
- ④地方活動の結果を集約し、評価を実施する。

(2) 地方

- ①地方運輸局の行動要領に沿って、関係団体とともに運動に参加する。
なお、地方運輸局又は、支局の会議ならびに街頭における啓蒙活動には支部会員も積極的に参加すること。
- ②該当する事業所ごとに架装責任者等を選任し、適法車両の出荷体制を整備するとともに陸運支局等関係行政庁の指導を得て、同責任者等の研修会を実施すること。
- ③自動車販売店或いはユーザー団体等との協議会に参加し、販売秩序の正常化と車工会行動規範について理解と協力を求めること。
- ④ポスター、スローガン等によりユーザーに対する啓蒙指導を行うとともに、運動に対する協力を求めること。
- ⑤各会員会社は、自社の全ての事業所を対象として、点検票による自主点検を行うとともに、点検結果について適切な措置を講ずること。

以上

2011年度

(別添)

整理番号	
------	--

「不正改造車を排除する運動」自主点検票(車工会様式)

点検をした人 運動実施 責任者	所 属 会社名	
	氏 名	役職

点検 年 月 日

社長		

点検終了後は経営者まで報告すること。

点検の対象と なった事業所	名 称	所在地
------------------	-----	-----

行動規範 (1) (2) (3)	不正行為有無の点検	作業中の車両について点検	新車登録後の2次架装車ではないか?	NO	YES ナンバー	
			車検後にしている改造工事ではないか?	NO	YES ナンバー	
		受注伝票について点検	明らかに違法と考えられる受注はしていないか?	ない	疑あり ユーザー名	
(4)	指導状況の点検	過去1週間、従業員に対し、関係法令を遵守するための指導教育は行っていますか?	実施した いつ だれを どこで	月 日 (人)	実施していない 予定日 月 日	
		社有車に違法改造車はないか?	ない	ある ナンバー		
		従業員の車に違法改造車はないか?	ない	ある ナンバー		
(1)~(4)の不適切車両に対する措置						
(5)	PR状況の点検	ポスターの掲示	→	全国版	ヶ所	ワッペン着用
		スローガンの掲示	→	「お客様へ」	ヶ所	横断幕掲出等
		クリアファイル等の配布		窓口に備付 なし	どんなもの 有り ()	

(注意) この点検票は、点検の日から6ヶ月間保存して下さい。